

奈良県告示第四百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

区域	区域の名称	区域
生駒市高山町（〇二一七）土石流警戒	生駒市高山町（〇〇〇六）土石流警戒	生駒市高山町（〇〇〇七）土石流警戒
区域	区域	区域
生駒市高山町（〇二一六）土石流警戒	生駒市高山町（〇一〇八）土石流警戒	生駒市高山町（〇〇〇八）土石流警戒
区域	区域	区域
次平面図のと おり	次平面図のと おり	次平面図のと おり
奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
奈良県郡山土木事務所	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課

区域

おり

及び生駒市役所事業計
画課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。